

見附市告示第129号

見附市都市計画法施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和5年8月7日

見附市長 稲田 亮

見附市都市計画法施行細則の一部を改正する細則

見附市都市計画法施行細則（平成14年見附市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第2条第1号中「別記第1号様式」を「第1号様式」に改め、同条第2号中「別記第1号様式の2」を「第1号様式の2」に改め、同条第3号中「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、同条第4号中「別記第3号様式」を「第3号様式」に改め、同条第5号中「別記第4号様式」を「第4号様式」に改め、同条第6号中「別記第5号様式」を「第5号様式」に改め、同条第7号中「別記第6号様式」を「第6号様式」に改める。

第3条中「別記第6号様式の2」を「第6号様式の2」に改める。

第4条中「別記第6号様式の3」を「第6号様式の3」に改める。

第6条中「別記第7号様式」を「第7号様式」に改める。

第7条中「別記第8号様式」を「第8号様式」に改める。

第8条中「別記第9号様式」を「第9号様式」に改める。

第9条中「建設課」を「都市環境課」に改める。

第14条中「別記第10号様式」を「第10号様式」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、改正後の見附市都市計画法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。